

■ 主な用語のご説明

	用語	ご 説 明
い	一般物件	倉庫物件、住宅物件、工場物件以外のものをいいます。
か	解除	弊社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
け	原動機付自転車	総排気量が125cc以下のものをいいます。
こ	工場物件	以下の工場敷地内に所在する建物およびその収容動産をいいます。 ①下記②および③以外のもので、次の(ア)、(イ)または(ウ)のいずれかに該当する工場 (ア)工業上の作業に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの (イ)工業上の作業に使用する電力の合計が100kW以上の設備を有するもの (ウ)作業人員が常時50人以上のもの(事務員などは含みません。時間的・季節的変動がある場合は、もっとも作業人員が多い時間帯・季節によって判断します。) ②熱供給事業者が事業用として占有する熱発生所 ③下記(ア)、(イ)または(ウ)のいずれかに該当する電力施設 (ア)電気事業者、卸供給事業者または鉄道事業者が事業用として占有する発電所、変電所または閉鎖所 (イ)自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの (ウ)自らの工業上の作業に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量(主要変圧器の定格容量の合計)が100kVA以上のもの
さ	再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な額をいいます。
し	敷地内	囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみします。
	商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。
す	住宅物件	以下に掲げるものおよびその収容動産をいいます。 ①独立住宅(一戸建住宅) ②共同住宅で、各戸室の全てが単に住居のみに使用されているもの
	水災	台風、暴風雨、豪雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下などによる事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
	設備・什器(じゅうき)等	設備、装置、機械、器具、工具、什器(じゅうき)または備品をいいます。
そ	倉庫物件	倉庫業者が占有する倉庫建物などや、倉庫業者、農業倉庫業者および協同組合が管理する保管貨物をいいます。
	騒擾(そうじょう)・集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穀が害される状態または被害を生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
た	建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。
と	盗難	強盗、窃盗またはこれら未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂・爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風などをいい、洪水、高潮などを除きます。
ほ	保険価額	損害が生じた地および時ににおける保険の対象の価額をいいます。
	保険金額	ご契約金額のことをいいます。
ほ	保険の対象の価額(時価額)	再調達価額から使用による消耗、経過年数などに応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こつとう)、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額(注)をいいます。 (注)死臧品については市場価額を考慮した減額を行います。
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穀が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
や	約定補償割合	収益(売上高または生産高)減少額の何%を保険金としてお支払いするかを、あらかじめ契約時に約定する割合をいいます。
ゆ	ユーティリティ設備	保険の対象と配管または配線により接続している事業者の占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線で、事業者の占有する物をいいます。



企業財産包括保険



AIU損害保険と富士火災海上保険は、関係当局の認可等を前提として、2018年1月1日に合併による経営統合を行い、「AIG損害保険」になります。



●このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
03-3216-6611 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aiu.co.jp>

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-5400-6000 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.fujikasai.co.jp>

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sopno>



「企業財産包括保険」は、貴社のニーズに合わせて
オーダーメイドで設計する企業向け火災保険です。
合理的な保険設計が可能です。

基本となる補償



オプション特約

- 借家人賠償責任・修理費用補償特約
 - 業務用通貨・預貯金証書盗難危険支払限度額増額特約
 - 地震・噴火危険補償特約(財物損害用)
- など

CONTENTS

はじめに	1
基本となる補償	3
補償内容	5
ご契約にあたって	7
オプション特約	11

3つの特長

1 契約で包括して補償

全ての物件を同一の補償内容、保険期間で補償するため、
契約手続が簡素化されることにより、管理の煩わしさと
保険契約の漏れを解消できます。

ニーズに応じた合理的な保険設計

補償される事故形態ごとに支払限度額・自己負担額の設定が可能です。

さまざまな事故による損害を補償

水災、電気的・機械的事故、破損・汚損などの事故による損害だけでなく、
商品の盗難による損害まで補償できます。

基本となる補償

財物損害補償



お支払いの対象となる物(保険の対象)

事業者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等、屋外設備・装置)を対象とします。ただし次のものを除きます。

- 家財 ● 動物または植物
- 走行範囲が敷地内に限定されない自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車を除きます。)

など

お支払いの対象となる事故

	選択可否
① 火災、落雷、破裂・爆発	必ずセット
② 風災・雹災(ひょうさい)・雪災	選択可
③ 水災	選択可
④ 電気的・機械的事故 <small>(注)</small> <small>(注)建物付帯設備または工場敷地内ユーティリティ設備に生じた電気的事故または機械的事故を補償します。ただし、製造設備などを除きます。</small>	選択可
⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故 <small>●騒擾(そうじょう)・集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ●給排水設備に生じた事故による水漏れ ●建物外部からの物体の落下・飛来・衝突 ●盗難 ●破損・汚損、その他不測かつ突発的な事故</small> など	選択可

利益損失補償 営業継続費用補償



お支払いする保険金

● 利益損失補償

事故によって保険の対象が損害を受けたことにより、営業が休止または阻害された場合などに生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)を補償します。

● 営業継続費用補償

事故によって保険の対象が損害を受けたことなどにより支出した、営業を継続するために必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)を補償します。

お支払いの対象となる事故

財物損害補償でお支払いの対象となる事故



不測かつ突発的な事由により電気、ガス、水道、電信・電話などの供給・中継が中断・阻害された場合



△ 保険金をお支払いできない主な場合

<共通(財物損害、利益損失、営業継続費用)>

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 保険の対象の自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、腐食、ひび割れ、剥がれ、その他類似の事由によりその部分に生じた損害
- 保険の対象の欠陥
- 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止による温度変化によって生じた損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

など

<財物損害補償 お支払いの対象となる事故 ⑤の事故>

- 動産の加工または製造によって、その動産に生じた損害(加工または製造に使用された機械・設備・装置などの停止によってその動産に生じた損害を含みます。)
- 保険の対象に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 検品・棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)

<利益損失、営業継続費用>

- 国または公共団体による法令などの規制によって生じた利益損失・営業継続費用
- 保険の対象および構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた利益損失・営業継続費用

補償内容

■ お支払いする保険金

● 財物損害補償

損害保険金	
● 保険金額(注1)が保険価額(注1)以上の場合 損害の額(注2)(保険価額(注1)を限度とします。)	
● 保険金額(注1)が保険価額(注1)を下回る場合 損害の額(注2) × $\frac{\text{保険金額(注1)}}{\text{保険価額(注1)}}$	
損害保険金の額は、損害の額(注2)から補償の種類ごとに設定された保険証券記載の自己負担額を差し引いた額とします。 なお、保険証券の免責金額欄に記載がない場合は、自己負担額は適用されません。ただし、支払限度額が設定されている場合は、その額を限度とします。	
(注1)1敷地内特殊包括契約特約または複数敷地内特殊包括契約特約をセットした場合は、上記の「保険価額」を「損害が生じた敷地内の保険の対象の価額の合計額」、「保険金額」を「損害が生じた敷地内の保険の対象の協定保険価額の合計額」と読み替えます。 (注2)損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害の額とします。 また、保険の対象の全部が滅失した場合などにおける損害の額は、保険価額とします。 修理費 - 修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額	
※保険金額を再調達価額で設定した場合には、上記の「保険価額」および「保険の対象の価額」を「損害が生じた地および時における保険の対象の再調達価額」と読み替えます。	

● 利益損失補償

利益保険金	
収益減少額 × 約定補償割合 - 支出を免れた経常費 × (約定補償割合/利益率) + 収益減少防止費用 × (約定補償割合/利益率) - 保険証券記載の自己負担額 - 免責時間内の利益損失の額	
※約定補償割合が実際の利益率より大きいときは、上記算式の「約定補償割合」を「利益率」と読み替えます。 ※保険金額が、事故発生直前12か月の営業収益に約定補償割合を乗じた額の80%に満たない場合は、保険金が削減される場合があります。	

契約方式	契約方式の内容	保険金をお支払いする期間 (補償期間)
支払限度額方式	「年間営業収益×約定補償割合(1年間休業した場合の保険金に相当)」の範囲内で事故による休業中の収益減少額を想定し、支払限度額を設定する契約方式です。	保険の対象が損害を受けた時から収益が回復した時までの期間(注)。 ただし、12か月が限度となります。
約定補償期間方式	罹災後の復旧に要する期間を想定し、その期間を「約定補償期間」として設定する契約方式です。 「約定補償期間」は1か月～12か月の中から1か月単位で任意に設定します。	保険の対象が損害を受けた時から収益が回復した時までの期間(注)。 ただし、約定補償期間を限度とします。

(注)「補償期間の終期に関する特約」をセットすることによって、補償期間の終了を保険の対象が復旧した時とすることができます。

● 営業継続費用補償

営業継続費用保険金	
臨時に支出した追加費用 - 復旧期間(注)内に支出を免れた経常費 - 保険証券記載の自己負担額 (保険金額を限度とします。)	

(注)事故が発生した時から損害を受けた保険の対象が復旧された時までの期間をいいます。ただし、12か月が限度となります。

■ 費用保険金

お支払いする場合	お支払いする保険金の額	選択可否
臨時費用保険金 お支払いの対象となる事故によって損害保険金が支払われる場合、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用をお支払いします。	損害保険金の30% 1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。	選択可
残存物取片づけ費用保険金 お支払いの対象となる事故によって損害保険金が支払われる場合、損害を受けた保険の対象の取りこわし費用などをお支払いします。	残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。	選択可
修理付帯費用保険金 お支払いの対象となる事故によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用(居住の用に供する部分にかかる費用を除きます。)のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 ● 損害の原因調査費用 ● 仮修理費用 など	復旧にあたり必要かつ有益な実費 1回の事故につき、1敷地内ごとに、損害が生じた敷地内の保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)の30%または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。	選択可
地震火災費用保険金 地震、噴火、またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象の建物、屋外設備・装置または収容動産が一定以上の損害を受けた場合にお支払いします。	保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)の5% 1回の事故につき、1敷地内ごとに次の金額を限度とします。 住宅物件、一般物件または倉庫物件の場合: 300万円 工場物件の場合: 2,000万円	選択可
損害防止費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発による損害・利益損失・営業継続費用の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合、これをお支払いします。 ● 消火薬剤などの再取得費用 ● 消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用など	損害・利益損失・営業継続費用の発生・拡大防止に必要または有益な実費 保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)から損害保険金を差し引いた残額を限度とします。その際、保険金額が、保険価額より低い場合は、次のとおりとします。 $\text{損害防止費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$	必ずセット

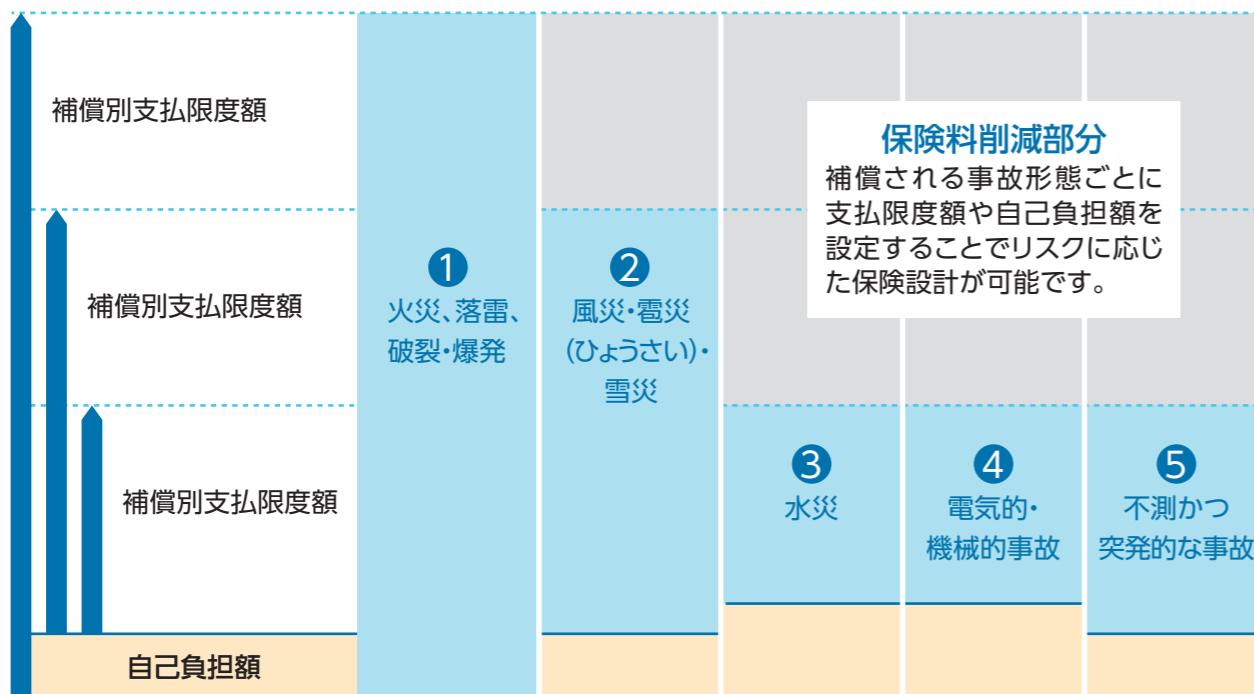
※1 保険金額を再調達価額で設定した場合には、上記の「保険価額」を「再調達価額」と読み替えます。

※2 1敷地内特殊包括契約特約または複数敷地内特殊包括契約特約をセットした場合は、上記の「保険金額」を「協定保険価額」と読み替えます。

ご契約にあたって

■ 合理的な保険設計

貴社のニーズに応じて支払限度額や自己負担額を設定し、不要な補償をカットすることができます。また、風災・雹災(ひょうさい)・雪災、水災、電気的・機械的事故、不測かつ突発的な事故の全て、またはいずれかを補償の対象外とすることもできます。これらにより合理的に保険料の節約を実現します。



(※1)自己負担額は、②から⑥までの事故については、補償ごとに設定できます。

(※2)②から⑤までの事故については、補償の対象外とすることもできます。

■ 追加取得物件の自動補償

保険の対象に含まれる物件(注1)が追加された場合に、それらの価額の合計額が、ご契約時の保険金額の30%(注2)以下のときは、自動的に保険の対象として、それらの物件の取得日から保険期間の末日(この保険契約が解除・解約された場合は解除・解約日、長期契約の場合は取得日の後、最初に到来する保険期間初日応当日)まで自動的に補償されます。

(注1)保険の対象から除かれる物、および保険証券に明記する必要のある物、「商品・製品等」については、自動補償の対象に含まれません。また、複数敷地内特殊包括契約の場合、追加された敷地内における物件も自動補償の対象となります。

(注2)ご契約時の保険金額の30%が50億円を超える場合は、50億円とします。その他、詳細については取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

<ご契約例>

保険期間開始日

ご契約時の保険金額
20億円

① 什器(じゅうき)の取得

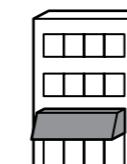


2,000万円

自動補償

20億円の30%以内
▶自動補償の対象

② 建物の取得

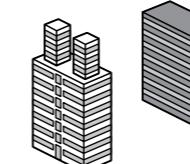


2億円

自動補償

①と②の合計が、20億円の30%以内
▶自動補償の対象

③ 建物の取得



5億円

自動補償

この物件の取得時点で、①から③までの合計が、
20億円の30%を超過
▶自動補償の対象外
ご通知いただく必要があります。

保険期間の末日

ご契約にあたって

■ 保険金額の設定

保険金額は次のとおり設定してください。

補償	保険金額の設定方法・基準					
財物損害補償	<p>1敷地内特殊包括契約または複数敷地内特殊包括契約をセットした場合の保険金額は、保険の対象の評価額により弊社との間で協定した価額(協定保険価額)の合計額とします。 保険の対象ごとの協定保険価額の設定方法・基準は次のとおりです。</p> <p>[建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゅうき)等の場合]</p> <p><協定保険価額の設定方法></p> <table border="1"> <tr> <td>建物、屋外設備・装置</td><td>1つの建物、屋外設備・装置ごとに協定保険価額を設定します。 また「小建物等」として、一括で協定保険価額を設定できる場合があります。</td></tr> <tr> <td>設備・什器(じゅうき)等</td><td>収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、もしくは敷地内単位に一括して協定保険価額を設定できます。また「小建物等」として、一括で協定保険価額を設定できる場合があります。</td></tr> </table> <p><協定保険価額の設定基準></p> <p>① 再調達価額での設定 保険の対象が建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゅうき)等である場合には、再調達価額にて設定できます。この場合には、保険の対象の評価に関する追加特約(新価基準)をセットします。 協定保険価額が再調達価額を下回る場合は、損害の額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>② 時価額での設定 再調達価額から消耗分を差し引いた額にて設定します。 協定保険価額が保険価額を下回る場合は、損害の額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>[商品・製品等の場合]</p> <p><協定保険価額の設定方法></p> <table border="1"> <tr> <td>収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、もしくは敷地内単位に一括して協定保険価額を設定できます。</td></tr> </table> <p><協定保険価額の設定基準></p> <p>再仕入価額(注)にて設定します。 (注)死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。</p> <p>[小建物等の場合]</p> <p>延床面積300m²未満の建物、1基または一団の価額が2,000万円未満の屋外設備・装置、またはこれらに収容される設備・什器(じゅうき)等については、敷地内単位に一括して協定保険価額を設定できます。</p>	建物、屋外設備・装置	1つの建物、屋外設備・装置ごとに協定保険価額を設定します。 また「小建物等」として、一括で協定保険価額を設定できる場合があります。	設備・什器(じゅうき)等	収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、もしくは敷地内単位に一括して協定保険価額を設定できます。また「小建物等」として、一括で協定保険価額を設定できる場合があります。	収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、もしくは敷地内単位に一括して協定保険価額を設定できます。
建物、屋外設備・装置	1つの建物、屋外設備・装置ごとに協定保険価額を設定します。 また「小建物等」として、一括で協定保険価額を設定できる場合があります。					
設備・什器(じゅうき)等	収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、もしくは敷地内単位に一括して協定保険価額を設定できます。また「小建物等」として、一括で協定保険価額を設定できる場合があります。					
収容される建物ごとに協定保険価額を設定するか、もしくは敷地内単位に一括して協定保険価額を設定できます。						

補償	保険金額の設定方法・基準
利益損失補償	<p>年間営業収益×約定補償割合を基準に設定</p> <p>※約定補償割合は、損益計算書から算出された利益率を限度にお客さまに任意で決定いただけますが、利益率いっぱいに設定いただくことをおすすめします。</p>
営業継続費用補償	<p>事故発生後の復旧期間中に通常の営業または生産活動を継続させるために特別に必要とする費用を基準に設定</p> <p>営業継続費用には、例えば下記のようなものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮店舗・仮工場の費用(賃借料、移転費用、動力費、水道光熱費など) ● 外注のための費用(商品・製品の外注化、他社製品の購入、転売に伴う費用など) ● 資材、原材料、商品などの緊急仕入れに伴う割高費用 ● 緊急のために増加した残業代、アルバイト・パートなどの人件費 ● その他、営業継続のための通常経費を超える費用 <p>など</p>

■ 保険期間(ご契約期間)

原則として1年となります。

ただし下記に該当しない場合、長期契約(保険期間が1年を超えるご契約をいいます。2~5年までの整数年を選択できます。)とすることができます。

- 商品・製品等に関する特約(通知・精算方式)をセットする場合
- 利益損失または営業継続費用を補償する場合
- 地震・噴火危険補償特約(財物損害用)をセットする場合

■ 引受方法のご説明

引受の単位

1敷地内	1つの敷地内に所在する、同一保険契約者または被保険者が所有する全ての物件を包括してご契約いただけます。ただし、商品・製品等については、明記することにより除外することができます。
複数敷地内	次の①または②のいずれかの方式により、対象とする敷地内に所在し、同一保険契約者または被保険者が所有する全ての物件を包括してご契約いただけます。ただし、商品・製品等については、明記することにより除外することができます。 ① 同一保険契約者または被保険者が所有する物件が所在する全敷地内を対象とする方式 ② 上記①の敷地内のうち「一定の基準(注)」を満たす全敷地内を対象とする方式

(注)「一定の地域」、「契約者の部門」など客観性のある基準をもとに設定します。

商品・製品等

非通知方式	過去1か年の商品・製品等の最高在庫額をもって保険金額を設定します。敷地内単位に一括して保険金額を設定できます。
通知方式	保険金額は下記により算出した額とします(注)。 ① 新規契約の場合 直近会計年度における平均在庫額 ② 繼続契約の場合 前契約の保険期間における平均在庫額 敷地内単位に一括して保険金額を設定できます。

(注)在庫額の通知が必要です。また商品を補償する継続契約を締結しない場合は精算を行います。

オプション特約

☑ 借家人賠償責任・修理費用補償特約



① 火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故による水濡れにより借用する戸室に損壊が生じ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、支払限度額を上限として保険金をお支払いします。

② 次の事故により、借用する戸室に損害が生じた場合、貸主との契約に基づきましたは緊急的にお客さまの費用で修理したときは、その修理費用を補償します。1事故につき300万円が支払限度となります。

- 火災・落雷・破裂・爆発
- 給排水設備に生じた事故などによる水濡れ
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為
- 外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊など
- 盗難

※上記①、②ともに自己負担額はありません。

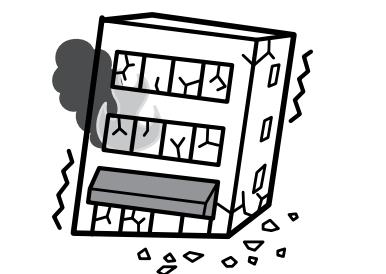
☑ 業務用通貨・預貯金証書盗難危険支払限度額増額特約



保険の対象である設備・什器(じゅうき)等を収容する建物内収容の業務用通貨、預貯金証書の盗難についての限度額を、それぞれ、1事故1敷地内ごとに業務用通貨については100万円、業務用預貯金証書については1,000万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額まで増額して補償します。

※この特約は、設備・什器(じゅうき)等を保険の対象とする場合にセットすることができます。
ただし、その他危険補償対象外特約をセットしていないご契約に限りません。

☑ 地震・噴火危険補償特約(財物損害用)



事業用の財物を対象とし、地震または噴火による火災、破損、埋没、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災によって保険の対象に生じた損害を補償します。

※ご契約のお引受けに際しては、弊社所定の条件があります。
※居住部分のある建物には、この特約をセットできません。